

製造所・一般取扱所構造設備明細書の記載要領

製造所・一般取扱所の構造設備明細書は次に示す事項に留意し、記入してください。

様式第4のイ（第4条、第5条関係）

① 製造所

~~一般取扱所~~構造設備明細書

事業の概要		② 塗料製造業					
危険物の取扱作業の内 容		③ 溶剤、顔料等を混合し塗料を製造する。					
製造所（一般取扱所）の敷地面積		④ 20,000					m ²
⑤ 建築物の構造	階 数	地上2階	建築面積	1,200 m ²	延べ面積	2,400 m ²	
	壁	延焼のおそれのある外壁	鉄筋コンクリート造	柱	鉄筋コンクリート造	床	鉄筋コンクリート造
		その他の壁	鉄筋コンクリート造	はり	鉄筋コンクリート造	屋根	鋼板 (厚さ0.8mm)
	窓	防火設備である防火戸 (網入ガラス)	出入口	特定防火設備である防火戸 (自閉式)	階段	鉄筋コンクリート造	
建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造		階数		建築面積	m ²	延べ面積	m ²
製造（取扱）設備の概要		⑦ ボールミル2基、かくはん機4基、充てん機2基					
令第九条第一項第二十号のタンクの概要		⑧ 計量タンク500リットル2基、かくはんタンク500リットル4基					
配管	⑨ STPG黒(JIS-G3454) さびどめ塗装			加圧設備	⑩ 加圧混合機1基 (窒素加圧、1.5MPa)		
加熱設備	⑪ かくはん機4基 (蒸気加熱40℃)			乾燥設備	⑫ 塗料 (第2石油類) 赤外線ヒーター2基		
貯留設備	⑬ 囲い、排水溝、ためます			電気設備	⑭ 耐圧防爆構造		
換気、排出の設備	⑮ 強制排出設備4基			静電気除去設備	⑯ D種接地工事		
避雷設備	⑰ JIS-A4201:2003による保護角法 (突針2本)			警報設備	⑱ 自動火災報知設備		
消火設備	⑲ 第4種消火設備 (〇〇大型消火器50kg) ×3個 第5種消火設備 (〇〇消火器10型) ×10個						
工事請負者住所氏名	⑳ 〇〇市〇〇町〇-〇 〇〇設備(株) 〇〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇						

以下略

様式第4のイ（第4条、第5条関係）

① 製造所
 ① 一般取扱所 構造設備明細書

事業の概要		ホテル業 ②					
危険物の取扱作業の内容		給湯及び暖房用ため、ボイラーにより重油を消費する。 ③					
製造所（一般取扱所）の敷地面積		④ 30,000					m ²
⑤ 建築物の構造	階数	1	建築面積	50 m ²	延べ面積	50 m ²	
	壁	延焼のおそれのある外壁	鉄筋コンクリート造（耐火構造）	柱	鉄筋コンクリート造（耐火構造）	床	鉄筋コンクリート造（耐火構造）
		その他の壁	鉄筋コンクリート造（耐火構造）	はり	鉄筋コンクリート造（耐火構造）	屋根	鋼板（厚さ0.8mm）
	窓	なし	出入口	特定防火設備である防火戸（自閉式）	階段	なし	
⑥ 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造	階数	地上5 地下1	建築面積	1,200 m ²	延べ面積	7,200 m ²	
	建築物の構造概要		鉄筋コンクリート（耐火構造）				
製造（取扱）設備の概要		ボイラー1基 ⑦					
令第九条第一項第二十号のタンクの概要		⑧ 燃料調整用サービスタンク 900リットル1基					
配管	SGP 黒さび止め塗装（JIS-G3452） ⑨			加圧設備	⑩ なし		
加熱設備	なし ⑪			乾燥設備	なし ⑫		
貯留設備	困い ⑬			電気設備	⑭ 電設基準により設置		
換気、排出の設備	自動強制換気設備1基 強制排出設備1基 ⑮			静電気除去設備	D種接地工事 ⑯		
避雷設備	なし ⑰			警報設備	自動火災報知設備 ⑱		
消火設備 ⑲	第4種消火設備（〇〇大型消火器 50kg）×1個 第5種消火設備（〇〇消火器 10型）×2個						
工事請負者住所氏名	〇〇市〇〇町〇—〇 〇〇設備（株） 〇〇〇〇 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇 ⑳						

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

3 令第九条第一項第二十号のタンクは、構造設備明細書（様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ）を添付すること。

※ 記入方法

各欄の該当しない部分は、「/」、「—」、「なし」等を記入し、該当する部分がないことを明確にしてください。

① 申請以外の区分を二重線で消す、又は該当する申請区分を○で囲むよう記入してください。

② 事業の概要は、製造所等が設置されている事業所の事業内容を記入してください。

(例) 塗料の製造を行う。

灯油製品の販売を行う。

ホテル業

スポーツセンター

③ 危険物の取扱作業の内容は、危険物の取扱い及びこれに伴う貯蔵等の概要を記入してください。

(例) 溶剤、顔料等を混合し塗料（危険物）を製造する。

第4類第1石油類、化学薬品等を反応させ合成樹脂（非危険物）を製造する。

④ 製造所（一般取扱所）の敷地面積は、製造所等が設置される事業所の敷地全体の面積を記入してください。

⑤ 建築物の構造は、製造所等（建築物の一部に製造所等を設ける場合は、製造所等に係る部分）の面積等を記入してください。

建築物の構造は、危険物施設の建築物の構造等について次のア～ケにより記入してください。

ア 工作物のみで、建築物がない場合は、不必要な欄は斜線で抹消し、「延べ面積」欄を「敷地面積」と訂正し、危険物施設の敷地面積を記入してください。

イ 階数は、建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第2条第8号に規定する階数を記入してください。

ウ 建築面積は建基令第2条第2号で規定する面積を、延べ面積は建基令第2条第4号で規定する面積を記入してください。

なお、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入してください。

エ 壁のうち延焼のおそれのある外壁は、危政令第9条第5号に規定する部分がある場合に該当する外壁の構造を記入してください。

オ その他の壁は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入してください。

なお、括弧書で耐火構造、防火構造又は不燃材料の別を記入してください。

カ 柱、床、はり、屋根は、該当する構造を記入してください。

なお、上階を有する場合は、屋根の欄に上階の床の構造を記入してください。

キ 窓は、建築基準法（以下「建基法」という。）に規定する耐火性能を記入してください。

なお、窓ガラスの材質等を括弧内に記入してください。

ク 出入口は、外壁部分に設けられている出入口の材質（鉄製、アルミニウム製等）及び建基法に規定する耐火性能を記入してください。

ケ 階段は、構造を記入してください。

⑥ 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造は、製造所等が設置される建築物全体の鉄筋コンクリート造などの構造を記入してください。

⑦ 製造（取扱）設備の概要は、製造所等に設置される危政令第9条第1項第20号に規定するタンク（以下「20号タンク」という。）以外の主な設備の種類及び数を記入してください。

多数あるため記入できない場合は、別紙のとおりと記入し、別紙として一覧表を添付してください。

⑧ 20号のタンクの概要は、製造所等に設置される20号タンクの容量及び設置数を記入してください。

多数設置されているため記入できない場合は、別紙のとおりと記入し、別紙として一覧表を添付してください。

なお、20号タンクは、タンクごとに別途構造設備明細書（様式第4のハ、4のニ、4のホ）を添付してください。ただし、20号タンクの種別及び容量が同一である場合は、それぞれをまとめて記入することができます。

⑨ 配管は、製造所等で使用する配管すべてについて材質、外面保護等を記入し、JIS規格番号又は材料記号を記入してください。

⑩ 加圧設備は、タンク又は設備内の危険物に対して外部から圧力をかける設備又は反応等により容器内部の圧力が高くなる設備のことで、記入欄には、加圧される危険物が収容される設備及び圧力等が確認できるよう簡潔に記入してください。

なお、原則として正圧、負圧において5キロパスカルを超えない設備は非対象となります。

（例） 製造所で危険物を2基の加圧混合機内で窒素により100キロパスカルに加圧する場合 「かくはん混合機2基（窒素加圧100kPa）」

一般取扱所で第1石油類と第2石油類等を1基の反応釜で反応（常用圧力1.0メガパスカル）させる場合 「反応釜2基（反応圧1.0MPa）」

⑪ 加熱設備は、タンク又は設備内の危険物に対して、外部から加熱する設備のことで、記入欄には加熱される危険物が収納される設備、加熱温度等の状態を確認できるよう簡潔に記入してください。

（例） 製造所で、第3石油類を3基のジャケット付20号タンク内で蒸気ボイラーにより80度に加熱する場合 「20号タンク3基（蒸気加熱80度）」

⑫ 乾燥設備は、危険物を乾燥又は蒸発（以下「乾燥」という。）させる設備機器のことで、欄には、乾燥される危険物、乾燥に用いる設備及び設置台数等を記入してください。

（例） 赤外線ヒーター3基により第2石油類を乾燥させる場合 「塗料（第2石油類）、赤外線ヒーター3基（乾燥室）」

- ⑬ 貯留設備は、ためます、囲い等の拡散防止措置、油分離槽等を記入してください。
- ⑭ 電気設備は、危政令第9条第1項第17条が適用されることにより、電気設備に関する技術上の基準を定める省令（以下「電設基準」という。）に基づき設置される電気設備の種類、防爆構造の種別又は記号及び個数を記入してください。ただし、電気設備が多岐にわたる場合等は、総合的に捉えて、「電気工作物に係る法令のとおり設置する。」と記入することができます。
- ⑮ 換気、排出の設備は、換気、排出の設備に分け、種別（自然換気、強制、自動強制）、設備種類、設置台数等を記入してください。
- ⑯ 静電気除去設備は、電設基準第19条第1項に定める接地工事の種類（D種接地工事等）、静電気除去装置等の設備の種類及び設置台数を記入してください。
- ⑰ 避雷設備は、J I S A 4 2 0 1で示される保護手法（回転球体法、保護角法、メッシュ法）及び受雷部（突針、水平導体、架空地線、避雷導体）を記入してください。
- なお、他の建築物等に設置されている避雷設備の保護範囲内であるため、製造所等に避雷設備を設置しない場合は、括弧書で他の建築物等の名称及び避雷設備の概要を記入してください。
- ⑱ 警報設備は、危規則第37条に規定する区分のうち、製造所等に設置されるもの及び義務又は任意の別を記入してください。
- ⑲ 消火設備は、製造所等に設置される消火設備について、危政令別表第5に規定する区分、設備名、設置数等を記入してください。
- （例） 第3種消火設備（二酸化炭素消火設備）全域
第4種消火設備（〇〇消火器20kg）1個、第5種消火設備（〇〇消火器10型）5個
- ⑳ 工事請負者住所氏名は、工事請負者の住所、氏名（法人は、主たる事業所の所在地、法人名及び担当者名）及び連絡先の電話番号を記入してください。